

【次年以降特待生認定継続条件】

※下記のうちから一つ取得必須かつ修得単位数を満たすことが条件

継続に必要なとなる資格・検定等

■該当年次 2年次進級時(～1年次の3月までとする)

「修得単位数」で判定 44単位

■該当年次 3年次進級時(～2年次の3月までとする)

資格・検定	必要な級・得点
実用英語技能検定	準1級
TOEIC L&R	700点以上
日商簿記検定試験	1級
簿記能力検定試験	上級
基本情報技術者試験 (Level 2)	合格
情報セキュリティマネジメント試験 (Level 2)	合格
法学検定試験ベーシック +宅地建物取引士	合格

継続に必要なとなる修得単位数

前述の資格・検定等取得に加え、以下の修得単位数が必要となる。

年次	修得期間	継続内容	必要修得単位数
1年次	1年次終了時点までに	2年次特待生継続	44単位以上
2年次	2年次終了時点までに	3年次特待生継続	80単位以上
3年次	3年次終了時点までに	4年次特待生継続	120単位以上

■該当年次 4年次進級時(～3年次の3月までとする)

資格・検定	必要な級・得点
実用英語技能検定	1級
TOEIC L&R	800点以上
日商簿記検定試験	1級
公認会計士試験	9科目のうち1科目を合格
税理士試験	11科目のうち1科目を合格
応用情報処理技術者試験 (Level 3)	合格
情報処理技術者試験 (Level 4)	Level 4の複数の資格のうち いずれか1つ合格
法学検定試験スタンダード +ビジネス実務法務検定	合格+2級
行政書士試験	合格
司法書士試験	合格
土地家屋調査士試験	合格
社会保険労務士試験	合格

【その他】

該当年次の継続条件を満たせず、特待生認定継続を受けられなかった場合、次年以降の特待生認定継続条件を満たせば、次年次以降より特待生認定を受けることができます。